

調達件名：情報提供等記録開示システムに係る機器等の借入及び保守（意見）

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
1	16	9	2.6.2(2)ア	1	<p>以下の内容について修正をお願いします。</p> <p>【修正前】            納入のファイル形式は、「Microsoft Word 2010」、「Microsoft Excel 2010」「Microsoft Power Point 2010」等で参照・編集可能な形式とする。また、納入成果物単位で一つのPDF にまとめたファイルを合わせて納入すること。</p> <p>【修正後】            納入のファイル形式は、テストエビデンスを除き「Microsoft Word 2010」、「Microsoft Excel 2010」「Microsoft Power Point 2010」等で参照・編集可能な形式とする。また、納入成果物単位で一つのPDF にまとめたファイルを合わせて納入すること。</p>	<p>テストエビデンスは、画像ファイルやテキストログによる物が大半であり、officeソフトウェアへの変換作業を省略することで作業コストの低減が図れるため、修正をお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>	○
2	16	9	(2)ア	1	<p>PDF1.7は、Office2010では出力できません。(Office2013でサポートされる予定) Office2010で出力可能な、PDF1.4.1.5.1.6も納入物のファイル形式として許容していただけますようお願いいたします。</p> <p>参考：  <a href="http://blogs.technet.com/b/microsoft_office_/archive/2013/04/10/microsoft-pdf.aspx">http://blogs.technet.com/b/microsoft_office_/archive/2013/04/10/microsoft-pdf.aspx</a></p>	<p>Microsoft Officeで出力可能な形式にすることで、作業の誤りを防止し、ファイル形式変換に付随する確認作業を軽減し効率を向上させるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえPDF1.4、1.5、1.6も納入成果物として許容するよう修正します。</p>	○
3	17	26	2.6.3	4	<p>以下の内容について修正をお願いします。</p> <p>【修正前】            借入期間終了後、法令及び予算の許す範囲で最長で平成33年12月末まで借入期間の延長を行う場合がある。</p> <p>【修正後】            借入期間終了後、法令及び予算の許す範囲で最長で平成33年12月末まで借入期間の延長を行う場合があるため、協議に応じること</p>	<p>借入期間延長分の保守について、製品のEoL等により保守延長できない製品も想定され、バージョンアップや製品の入れ換えも考慮する必要があるため、修正をお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。借入期間を延長する場合は、別途協議するものと認識しています。</p>	○
4	21	20	2.7(13)	4	<p>別紙8システム構成図からは、以下の回線があると読み取ることができますが、これらの回線がどの調達に含まれるのか明記されていません。「ネットワーク回線業者」の項において、回線調達について具体的な内容の明記をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターと民間サービス間の閉域網</li> <li>・センターと問い合わせ対応拠点間の閉域網</li> <li>・バックアップセンターと民間サービス間の閉域網</li> <li>・バックアップセンターと問い合わせ対応拠点間の閉域網</li> </ul>	<p>別紙8システム構成図に記載されている回線が必要と理解しています。全体の作業スケジュールを検討するにあたり、それぞれの回線がどの調達でいつ敷設されるか確認する必要があるため、明記をお願いします。</p>	<p>左記の回線は別途調達することを予定しておりますが、具体的にどの調達案件に含めるかは現在調整中です。            なお、回線の敷設が完了する時期は現時点で以下を予定しておりますが、テスト等で利用可能となる時期については、内閣官房を通じて受託者と関係業者間で別途調整することを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本番用センターと民間サービス：平成28年5月1日</li> <li>・バックアップセンターと民間サービス：平成28年5月1日</li> </ul> <p>本番用センター及びバックアップセンターと問い合わせ対応拠点間の回線の構築スケジュールについては検討中です。</p>	
5	24	10	3.2(4)イ	1	<p>以下の内容について修正をお願いします。</p> <p>【修正前】            システム負荷が急激に上昇した場合やリストアやリカバリ時など一時的にリソースが必要となった際に対応するため、動的にリソースの割当て変更を可能とすること。</p> <p>【修正後】            システム負荷が急激に上昇した場合やリストアやリカバリ時など一時的にリソースが必要となった際に対応するため、仮想サーバーに対して可能な限り動的にCPU及びメモリリソースの割当て変更を可能とすること。</p>	<p>以下の2つの理由から修正をお願いします。            (1)物理サーバーは動的変更が行えません。            (2)ディスク容量に関してはWindowsパーティション程度しか動的変更は行えません。よって動的リソース割当てをCPUとメモリに限定する必要があります。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
6	24	13	3.2(5)	1	保守性・運用性の要件については、フリーソフトは対象外としていただけますでしょうか。	フリーソフトはその特性上、一般的に正式なサポートや長期ロードマップが欠如しているため。	ご指摘を踏まえ、3.2製品に関する要件を「本調達において受託者が導入する3.3.1ハードウェア要件で示すハードウェア及び3.3.2ソフトウェア要件で示すソフトウェアについては」と修正します。	○
7	24	14	3.2(5)ア	2	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】 利用開始から次期システム更改までの間において、製品のバージョンアップやバグ及び修正情報の提供等、必要なメーカーサポートが安定して供給されると認められる製品であること。 【修正前】 利用開始から次期システム更改までの間において、製品のバージョンアップやバグ及び修正情報の提供等、必要なメーカーサポートが安定して供給されると認められる製品であること。なお、ApacheやTomcatのように商用サポートが利用可能なOSSについては、そのサポートを受けられるようにすること。	別紙4開発環境一覧には、ApacheやTomcatのようなOSSが含まれています。このようなOSSについてもサポートが必要な場合は、その旨の明記をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○
8	24	37	3.2(6)イ	3	「各運用主体の省庁」に相当する主体の明記をお願いします。	遵守すべき情報セキュリティポリシーが不明なため、明記をお願いします。	現時点で明示することができないため、原文のとおりとします。	
9	27	14	3.3.2	4	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】 なお、一部のソフトウェアについては、民間サービスの受託者が民間サービス（IaaS型）に別途導入するソフトウェア（マネージャ機能）と、受託者が導入するソフトウェア（エージェント機能）が連動して機能するものである。そのため、受託者は、別紙12「（参考）SW要件定義書（民間サービス）」に記載されているソフトウェア要件も踏まえて製品を選定すること。 【修正後】 なお、一部のソフトウェアについては、民間サービスの受託者が民間サービス（IaaS型）に別途導入するソフトウェア（マネージャ機能）と、受託者が導入するソフトウェア（エージェント機能）が連動して機能するものである。そのため、受託者は、別紙12「（参考）SW要件定義書（民間サービス）」に記載されているソフトウェア要件を満たす製品を選定すること。	「踏まえて」という文言を削除することで、民間サービスのSW要件定義書のソフトウェア要件も満たす必要があることが明確になると考えます。	ご指摘の文案では、民間サービスのみを導入するSWを本調達に含めるように誤解を招く恐れがあるため原文のとおりとします。	
10	27	—	3.3	4	以下の主旨に沿った作業を受託者が実施する必要がある場合は要件の追記をお願いします。なお、「連動して機能するもの」以外に、民間サービスに導入するソフトウェアについて、受託者の作業が必要になる場合は、その内容についても記載願います。 ・受託者が導入するソフトウェアと民間サービスに導入するソフトウェアが連動して機能するものに関しては、構築手順書は民間サービス導入部分も含め、「受託者」にて作成し、「情報提供等記録開示システムの民間サービスの提供者」に提供する。なお構築手順書については、導入した機器が正常に動作することの確認、及びシステム基盤として必要な機能の動作確認を含む。	民間サービス（マネージャ機能）、独自構築（エージェント機能）といった両方の環境にまたがったソフトウェアの取扱いに関する記載が不足しており、作業範囲を明確にするため、修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○
11	30	10	4.2.1(4)	1	「対象となる機能についてあらかじめ定めた目標値を満たしていることを確認すること」とありますが、記述を削除するか、開発業者に対する支援が受託者の作業範囲とする旨の記載に修正をお願いします。	受託者による環境構築時点では、業務アプリケーションに対する性能確認は行えない認識です。また、4.2.1(4)に「性能テストは、情報提供等記録開示システムの開発業者が主体となって総合テスト②期間中に本番環境で実施する」旨が記載されており、作業範囲を明確にするため、修正をお願いします。	ご指摘を踏まえ、「対象となる機能についてあらかじめ定めた目標値を満たしていることの確認に係る支援を行うこと。」と修正します。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
12	30	9	4.2.1.(4)	1	「性能テストは、情報提供等記録開示システムの開発業者が主体となって総合テスト②期間中に本番環境で実施する…」とありますが、「別紙2.全体導入スケジュール」によると、設計開発の総合テスト②は2016年2月～3月、本調達の環境構築の完了は2016年5月末となっております。総合テスト②期間中での性能テストが不可能なスケジュールとなっております。ご確認をお願いいたします。	スケジュール確認のため。	別紙2の誤りですので、以下のとおり修正します。 ・総合テスト②：平成28年7月～9月 ・本調達の環境構築完了：平成28年4月30日	○
13	30	—	4.2.2	3	「表6 情報提供等記録開示システムのオンラインレスポンスタイム」の項番について修正をお願いします。 【修正前】項番9が重複している 【修正後】項番9→10	項番重複のため、修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○
14	31	—	4.2.3	3	「表7 情報提供ネットワークシステム等でのレスポンスタイム遵守率」の表タイトルについて修正をお願いします。 【修正前】情報提供ネットワークシステム 【修正後】情報提供等記録開示システム	誤記と思われるため、修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○
15	31	—	4.2.3	3	「表8 情報提供ネットワークシステム等の業務量」の表タイトルについて修正をお願いします。 【修正前】情報提供ネットワークシステム 【修正後】情報提供等記録開示システム	誤記と思われるため、修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○
16	34	13	5.1(4)	1	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】故障・障害が発生してもデータが保護されること。 【修正後】単一の故障・障害が発生してもデータが保護されること。	多重障害を想定した機器構成とすると冗長化を行うためのコストが多くなるため、修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○
17	35	—	5.2	3	要求水準として「原則10分以内」という目標値になっていますが、どの時点からどの時点までの時間を指しているのか明確化していただけますでしょうか。	要件を明確にするため。	ご指摘を踏まえ、「スタンバイへの切り替え等により、障害が発生した時点から業務・サービスを継続するまでの時間」と修正します。	○
18	35	5	5.2(2)イ	4	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】ハードウェア故障の際の部品交換を伴うものやバックアップデータを使用したデータ復旧については2時間以内を目標とする。 【修正後】ハードウェア故障の際の部品交換を伴うものやバックアップデータを使用したデータ復旧については、データ復旧作業開始から2時間以内を目標とする。	「バックアップデータを使用したデータ復旧については2時間以内」という目標値になっていますが、バックアップデータからのデータ復旧を含めると2時間以内で復旧することが困難なケースもあり得ると認識しています。 実際の障害対応時には、障害連絡を受けてから2時間以内に各設置場所に状況確認、修理、部品の手配等のための要員委員が到着し、データ復旧作業を開始するまでの時間がかかります。障害発生時点を起点としたデータ復旧目標値を完全に満たすことは困難と想定されるため、要求水準について、データ復旧作業開始時点を起点とする旨に修正をお願いします。	本システムは、国民が利用するものでありシステム障害の影響が大きいことから目標復旧時間はシステム基盤概要設計書の記載のとおり2時間とします。 なお、目標復旧時間の詳細は、システム基盤詳細設計書にも記載があるため、参照先としてシステム基盤詳細設計書を追加するよう修正します。	○
19	35	22	5.2(3)イ	4	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】システム領域に関しては、直前のバックアップ取得時の時点に復旧させるものとする。 【修正後】サーバーのシステム領域に関しては、直前のバックアップ取得時点の状態から復旧させ、その他の機能に関しては各々の復旧要件に応じ、バックアップ時点の状態に復旧させる。	データベース、システム領域以外の復旧要件について記載が無く、その他のデータについては要求水準がないものと読み取れてしまうため、修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
20	35	38	5.3	1	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】承認を受け対策を図ること 【修正後】(削除)	問題・課題に対する対応策の検討は必要と考えますが、その対策も本調達に含まれるように読み取れます。どのような対策が必要となるか状況により異なり、ハードウェアやソフトウェアの追加が必要になる可能性もあります。コストを見積もることができないため、修正をお願いします。	当該記述を削除すると、本調達の受託者の責めに帰すべき事由により要求水準を満たさない場合の対策についても、委託者が受託者に対策を求めることができなくなることから、原文のとおりとします。	
21	36	23	5.6	3	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】本番用センターにある本番環境のデータをバックアップ用センターの改修確認環境へレプリケーションする 【修正後】本番用センターにある本番環境のデータをバックアップ用センターの本番環境（DR環境）へレプリケーションする	平常時に本番環境からデータ複製する先が改修確認環境になっていますが、本番環境（DR環境）の間違ひではないかと考えているため、修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○
22	38	8	6	1	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】セキュリティ対策の見直しを行うこと 【修正後】(削除)	情報セキュリティポリシーの改訂に伴うセキュリティ対策の見直しは、開発業者が実施した設計変更につながります。また、検討は必要と考えますが、その対策も本調達に含まれるように読み取ることができます。どのような対策が必要となるか状況により異なり、ハードウェアやソフトウェアの追加が必要になる可能性もあります。コストを見積もることができないため、修正をお願いします。	対応策の実施も本調達の範囲に含まれますので、原文のとおりとします。	
23	38	23	6.1.2(2)	1	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】各種情報資産の格付け及び取扱制限等の管理ルールを策定し 【修正後】(削除)	「各種情報資産の格付け及び取扱制限等の管理ルール」は、開発業者または運用支援業者が策定すべきと考えられます。本調達の受託者の責務は、策定されたルールについて、調達仕様書に従い、実装可能な環境を提供することにあると考えられるため、修正をお願いします。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。	
24	39	—	6.1.2	4	「表10 情報提供等記録開示システムの運用者と役割」の項番5について修正をお願いします。 【修正前】本機能の運用要員に係る職務権限設定の詳細は、RFC 3647（インターネット X.509 PKI：証明書ポリシーと認証実施フレームワーク）を参考にして設計工程で検討し、システムの利用者設定を行えるようにすること。 【修正後】本機能の運用要員に係る職務権限の設計に従い、システムの利用者設定を行えるようにすること。	「運用要員に係る職務権限設定の詳細」は、開発業者が設計すべきと考えます。本調達の受託者の責務は、調達仕様書に従い、実装可能な環境を提供することにあると考えられるため、修正をお願いします。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。ご指摘のとおり、当該要件は開発業者が実施するものです。	
25	39	5	6.2	1	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】セキュリティ対策の妥当性を確認し、必要に応じて見直しを行うこと 【修正後】(削除)	情報セキュリティポリシーの改訂に伴う対応策の検討は必要と考えますが、その対策も本調達に含まれるように読み取ることができます。どのような対策が必要となるか、状況により異なり、見積もることができないため、修正をお願いします。	対応策の実施も本調達の範囲に含まれますので、原文のとおりとします。	
26	39	9	6.2.1(1)	4	「情報提供等記録開示システムに蓄積された情報の搾取や漏えいを防止するため、保護すべき情報に対してアクセス制御を行うことに加えて、保存された情報を暗号化する機能を備えること。」とありますが、保護すべき情報について明記をお願いします。	暗号化要件が含まれており、対象がシステム情報等も含まれる必要性や、どの領域を暗号化するかの判断が必要になるため、明記をお願いします。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。詳細については、閲覧資料のセキュリティ設計書を参照ください。	
27	40	30	6.2.1(3)オ	1	「ソフトウェアのセキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと」とありますが、パッチ適用等の作業は運用支援業者で実施いただくのが適切と考えます。作業実施担当者の再検討をお願いします。	運用期間中のシステムへの変更作業は、設計変更を含まない限り、運用支援業者作業とすることが責任分界点として妥当と考えます。セキュリティパッチについては設計変更には含まれない認識のため、作業実施担当者の再考をお願いします。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 機器等の提供者はファームウェアの更新を、また、運用支援業者はソフトウェアのセキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
28	40	31	6.2.1(3)オ	1	「製品ベンダーから脆弱性が公表されてから原則として2稼働日以内に内閣官房へ分析結果を報告すること。」とありますが、脆弱性の分析およびパッチ適用の判断は運用支援業者で実施いただくのが適切と考えます。作業実施担当者の再検討をお願いします。	運用期間中のシステムへの変更作業は、設計変更を含まない限り、運用支援業者作業とすることが責任分界点として妥当と考えます。セキュリティパッチについては設計変更には含まれない認識のため、作業実施担当者の再考をお願いします。	ファームウェア及びソフトウェアのバッチ等の製品ベンダーからの情報収集及びは受託者が行うものとし、以下のとおり修正します。受託者は、製品ベンダーから脆弱性が公表された日の翌日を起算日とし、原則として2開庁日以内に内閣官房へ分析結果を報告すること。	○
29	40	32	6.2.1(3)オ	1	「また、パッチがリリースされた場合には、改修確認環境へ導入し、稼働確認を行ったうえで本番環境へ適用すること」とありますが、パッチの適用検証、ならびに適用は運用支援業者で実施いただくのが適切と考えます。作業実施担当者の再検討をお願いします。	運用期間中のシステムへの変更作業は、設計変更を含まない限り、運用支援業者作業とすることが責任分界点として妥当と考えます。セキュリティパッチについては設計変更には含まれない認識のため、作業実施担当者の再考をお願いします。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。また、ファームウェア又はパッチがリリースされた場合には、受託者又は運用支援業者は改修確認環境へ導入し、稼働確認を行った上で本番環境へ適用すること。	○
30	42	5	6.2.1(9)	4	「また、インターネット上に公開されるウェブサーバーについて、SSL/TLSに用いる電子証明書は、政府認証基盤(GPKI)、又は、民間の認証局が発行したものであって」とありますが、民間の認証局が発行したものを利用する場合は本調達にその費用が含まれるかどうかについて明記をお願いします。	費用について明確にするため、明記をお願いします。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。なお、民間の認証局が発行した証明書を利用することを本調達の受託者が提案する場合、その費用を本調達に含めること。	○
31	42	2	6.2.1(9)ア～エ	3	利用者からのウェブアクセスに係るセキュリティ対策については、民間サービスの提供者で実現すべき範囲との認識です。調達範囲を明確化する文言の追加をお願いいたします。	調達範囲の明確化のため。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。ご認識のとおり、ウェブアクセスに係るセキュリティ対策は、本調達の範囲外です。	○
32	42	31	6.2.2(7)	3	「WAFによる不正通信を検知し、防御すること」とありますが、WAF機能を実現するための記載がハードウェア要件に見当たりません。WAF機能が必要な場合、ハードウェア要件に明記していただけますでしょうか。	構成を確定するため。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。WAFの導入は本調達の範囲外です。	○
33	43	14	6.2.3(2)イ	1	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】 情報提供等記録開示システムに係るすべてのウェブコンテンツについて、以下に示した検査項目を含む脆弱性検査が実施できること。 【修正後】(削除)	本要件は開発業者の要件と考えられるため、修正をお願いします。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。脆弱性検査は本調達の対象外です。	○
34	43	14	6.2.3(2)イ	3	「・・・全てのWEBコンテンツについて、以下に示した検査項目を含む脆弱性検査が実施できること」とありますが、脆弱性検査は、一般的にソリューションやサービスとして提供される認識です。また列挙された脆弱性検査について、情報提供等記録開示システムの開発業者で実現すべき範囲と考えます。「実施できること」とは具体的に本調達において受託者が何をすべきことか、記載していただけますでしょうか。 例： 年1回の脆弱性検査を実施することなど。	調達範囲を明確にするため。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。脆弱性検査については、本調達の範囲外です。	○
35	44	—	7.1.1	4	「表 11 機器等設置場所に係る要件」にロック数の記載がありますが、「4.3.1 拡張性要件」に記載があるようにサーバー等のスケールアウトによる増設が発生した場合は、ロック数の上限値は変更される旨明記をお願いします。	拡張性の範囲を明確にするため、明記をお願いします。	ご指摘を踏まえ、表11内のロック数について「初期導入のロック数を示すものであり、機器等の増設により増加する可能性がある。」と注釈を付与するよう修正します。	○
36	46	28	7.1.2(4)ク	3	ラック間のケーブル配線について、「機器等設置場所の提供者」と「本調達の受託者」の双方が実施するように読み取れるため、担当の明記をお願いします。	機器等設置場所提供者と本調達受託者の作業範囲が重複しているように読み取れるため、明記をお願いします。	ラック間のケーブル配線は受託者の役務とし、「WAN回線及び電源ケーブルのラックまでの配線工事は機器等設置場所の提供者が行う。ただし、ラック間の配線及び各配線の機器への繋ぎ込は受託者が行うこと。」と修正します。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
37	46	31	7.1.2(4)ケ	1	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】本仕様書に記載したハードウェア、ソフトウェア等の他に必要な機器等があれば、受託者の責任において準備すること。 【修正後】本仕様書に記載した作業を実施するにあたり必要な機器等がある場合には、本仕様書に記載されていない機器等であっても、受託者の責任において準備すること。	受託者が納入すべきハードウェアおよびソフトウェアは、調達仕様書「3. 機器要件」に明記されている機器等と認識しています。調達仕様書に明記されていない機器等を受託者が準備するのは、仕様書に記載の作業実施にあたり必要な場合に限られると考えるため、修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○
38	46	33	7.1.2(4)コ	4	「本番用センターとバックアップ用センター間及びコアシステムと各センター間の回線(WAN)は、別途調達とする。」との記載がありますが、本調達に記載のない回線が本調達のスコープであるようにも読み取れます。拠点間や他システムと接続するための回線がどの調達に含まれるのか、仕様書内に明記をお願いします。	各種回線が本調達を含む何れの調達に含まれるのか、仕様書から読み取ることができませんでした。回線敷設スケジュールや作業範囲が不明なため、要件の実現可否が判断できないため、修正をお願いします。	ご指摘を踏まえ、「本番用センターとバックアップ用センター間及び本番用センター又はバックアップ用センターと接続するその他の拠点との間の回線(WAN)は別途調達とする。」と修正します。	○
39	47	16	7.1.2(5)オ	2	「情報提供等記録開示システムの開発業者が作成した「情報提供等記録開示システム システム基盤詳細設計書」に基づき、システム基盤制御を効率化するために必要なシェルプログラム(起動・停止、ログローテーション、バックアップ等)を作成し、必要テストを実施した上で正常な動作を確認すること。」との記載がありますが、シェルプログラムに加えて、ジョブ/ジョブネットも含めて作成が必要と考えますので、追記をお願いします。	作業内容に不足があるとの認識のため。	ご指摘を踏まえ、ジョブ/ジョブネットを含めるよう修正します。	○
40	48	26	7.1.3(2)	1	「各機器の性能面を最大限に発揮できるよう環境チューニングを行うこと」とありますが、担当の再考をお願いします。	本項に記載されている「性能」は、業務アプリケーションのレスポンスにかかる性能と推測され、業務アプリケーションの開発業者が性能チューニングを行うのが適切と考えます。	機器等の設定の見直しについては、開発業者と協働で実施するものとしております。	
41	48	39	7.2.1	1	「保守計画の策定」について、以下の修正をお願いします。 【修正前】契約締結後1ヵ月以内 【修正後】借入期間開始1ヵ月前	保守計画書が必要となるのはプロジェクト開始直後ではなく、借入開始時点であるため、修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○
42	50		7.2.4	1	作業内容にパッチ適用が含まれていますが、パッチについては、業務アプリとの関連が深いため運用事業者の作業範囲とするのが適切と考えます。パッチ適用に関する要件を削除いただきますようお願いいたします。	調達範囲を明確にするため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 (1) 受託者は、定期的に機器等のファームウェア、パッチ等に関するアップデート情報を機器等の製造者、代理店等の供給者から入手し、速やかに内閣官房に報告すること。また、ファームウェア更新について影響の分析を行い、適用の判断を行うこと。パッチ等適用については、運用支援業者が適用の影響分析のとりまとめを行うため、受託者及びアプリケーション保守業者は影響分析等の支援を行うこと。なお、ファームウェア更新、パッチ等適用(以下「バージョンアップ」という。)が必要と判断される場合には、運用支援業者及びアプリケーション保守業者と調整の上、「月次報告書」にその旨記載し、内閣官房へ説明すること。 (2) 受託者は、機器等への適用が必要と判断したファームウェアについて、内閣官房の承認を得た上で、改修確認環境に適用すること。パッチ等については、運用支援業者が改修確認環境に適用するため、受託者は必要に応じて支援すること。また、バージョンアップ後、内閣官房の指示のもと、運用支援業者等の関係者と連携し、正常な稼働に影響を与えないことを確認すること。なお、障害対応のパッチ等については、パッチの適用又は不適用による影響を調査の上、適用すべきかについて評価を行った上で適用する方針とする。 (3) 受託者は、ファームウェア更新について、改修確認環境で正常な稼働に影響を与えないことが確認できた後、内閣官房の承認を得た上で、システム稼働に影響を与えないよう作業日程・時間に十分配慮して、本番環境等へのバージョンアップを実施すること。なお、バージョンアップに伴い機器等の設定変更が必要となる場合には、バージョンアップ作業に合わせて行うこと。また、パッチ等の本番環境等への適用については運用支援業者が実施するため、受託者は必要に応じて支援すること。 (4) 受託者は、バージョンアップ作業終了後、速やかに作業結果を内閣官房に連絡すること。また、バージョンアップ作業実施結果について、運用支援業者及びアプリケーション保守業者と調整の上、「月次報告書」として内閣官房の承認を得ること。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
43	50	17	7.2.4(2)	1	「受託者は、機器等への適用が必要と判断したファームウェア、パッチ等について、内閣官房の承認を得た上で、改修確認環境に適用すること」とありますが、運用期間中の作業は運用支援業者に実施いただくのが自然と考えます。作業実施担当者の再検討をお願いします。	運用期間中のシステムへの変更作業は、設計変更を含まない限り、運用支援業者作業とすることが責任分界点として妥当と考えます。セキュリティパッチについては設計変更には含まれない認識のため、作業実施担当者の再考をお願いします。	ご指摘を踏まえ修正します。詳細は項番42を参照ください。	○
44	50	23	7.2.4(3)	1	「受託者は、改修確認環境で正常な稼働に影響を与えないことが確認できた後、内閣官房の承認を得た上で、システム稼働に影響を与えないよう作業日程・時間に十分配慮して、バージョンアップ作業を実施すること」とありますが、担当の再考をお願いします。	運用期間中のシステムへの変更作業は、設計変更を含まない限り、運用支援業者作業とすることが責任分界点として妥当と考えます。セキュリティパッチについては設計変更には含まれない認識のため、作業実施担当者の再考をお願いします。	ご指摘を踏まえ修正します。詳細は項番42を参照ください。	○
45	53	7	7.3.3(6)	3	「運用・保守を所管する省庁」の具体的な主体を記載願います。	具体的な対象が読み取れないため、記載をお願いします。	現時点で明示することができないため、原文のとおりとします。	
46	53	21	7.3.3(8)	3	以下の内容について修正をお願いします。 【修正前】 情報提供等記録開示システム設計・開発受託者 【修正後】 (削除)	7.3.3(1)が「情報提供等記録開示システムの開発業者との連携」となっており、重複していると考えられるため、修正をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。	○
47	別紙3			3	項番18に「東日本センター／西日本センター」とありますが、これは「本番用センター／バックアップ用センター」を指しているのでしょうか。また、本調達では運用拠点とオペレーションルームが本番用センターに設置されますが、項番7ではオペレーションルームが単独で記載されています。オペレーションルームと運用拠点をまとめて記載するなど、別紙3の記述を全体的に整理されることをお奨めします。	要件を明確にするため。	項番18は誤記ですので、「本番用センター／バックアップ用センター」と修正します。また、ご指摘を踏まえ、運用拠点とオペレーションルームをまとめて記載するよう修正します。	○
48	別紙4		ハードウェア一覧	3	項番A-43が3個存在する状態となっており、後続の別紙7と項番の数が合っておりません。誤記でしょうか。 別紙4 A-1～A-58 別紙7 A-1～A-59	誤記と思われるため。	別紙4の誤りです。ご指摘を踏まえ修正します。	○
49	—	—	別紙4	3	項番S-36の製造元について修正をお願いします。 【修正前】 FFRI 【修正後】 ソフォス	製造元は「FFRI」ではなく「ソフォス」と考えられるため。	ご指摘のとおり修正します。	○
50	—	—	別紙4	3	項番S-37の製造元について修正をお願いします。 【修正前】 ソフォス 【修正後】 FFRI	製造元は「ソフォス」ではなく「FFRI」と考えられるため。	ご指摘のとおり修正します。	○
51	—	—	別紙4	3	項番S-38の製造元について修正をお願いします。 【修正前】 ソフォス 【修正後】 FFRI	製造元は「ソフォス」ではなく「FFRI」と考えられるため。	ご指摘のとおり修正します。	○
52	—	—	別紙4	3	項番T-6の製造元について修正をお願いします。 【修正前】 FFRI 【修正後】 ソフォス	製造元は「FFRI」ではなく「ソフォス」と考えられるため。	ご指摘のとおり修正します。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答	仕様書修正
53	-	-	別紙8-4	2	オペレーションルームにもパトランプを設置するように修正をお願いします。	センター内の運用拠点にはパトランプが設置されていますが、バックアップセンターのオペレーションルームには設置されておりません。しかしDR発動時においてはオペレーションルームで運用を行う認識であるため、障害や問題の早期発見を実現するため、オペレーションルームに対してパトランプを設置する必要があると考えます。	ご指摘を踏まえ、バックアップ用センターのオペレーションルームにパトランプを設置するよう修正します。	○
54	別紙9-1	-	-	3	別紙5 機器一覧や、別紙7 ハードウェア要件と異なる名称が使用されておりますが、同一の機器という理解でよろしいでしょうか。 例： 別紙5,7 仮想化サーバA、仮想化サーバB 別紙9-1 仮想化サーバ#1、仮想化サーバ#2	構成を確定するため。	別紙9-1の誤りです。ご指摘を踏まえ修正します。	○
55	別紙10	-	-	3	全ソフトウェアの製品名、製品構成、バージョンを明確にしてくださいいただけますでしょうか。	別紙8-1～8-4、別紙10を拝見したところ、本番環境/改修確認環境（被災時用）や本番環境（DR環境）は民間サービスにありますが、接続検証環境は本調達で導入するサーバーがあります（例えば、Reverse Proxyサーバー）。 これら両調達の導入にまたがるサーバーに導入するソフトウェアは両調達事業者にて対応製品を選定するのが望ましいため。	開発環境の一覧に民間サービスのソフトウェアも参考として追加するよう修正します。また、ソフトウェアのバージョンを追加するよう修正します。	○



調達件名：情報提供等記録開示システムに係る機器等の借入及び保守（質問）

項	頁番号	行番号	項目	種別	質 問 等	理 由	回 答	仕様書 修正
1	12	-	図3	1	「図3 情報提供等記録開示システムの全体概要図」が本文から参照がなく説明がされておられません。 独自構築の本番用センター、バックアップ用センターの OS/ミドルウェア、ハードウェアに関する調達が本調達の範囲と理解してよろしいでしょうか。 民間サービスの調達に関し、本調達範囲に含む役務等ありましたらご明示いただけますでしょうか。	調達範囲の明確化のためです。	独自構築の本番用センター、バックアップ用センターの OS/ミドルウェア、ハードウェアに関する調達に加え、民間サービスの調達に関し、受託者は環境構築の支援やテスト支援を行うものとしします。	
2	17	24	2.6.3	1	「本調達における機器等の借入期間については、平成28年5月1日(日)から」と記載されておりますが、別紙2「全体導入スケジュール」では、6月1日頃から開始する予定に見受けられます。 「平成28年6月1日から」が正しいという認識でよろしいでしょうか。	スケジュールを明確にするため。	機器等の借入期間は平成28年5月1日からです。誤解がないよう別紙2を修正いたします。	○
3	17	26	2.6.3	1	P17 2.6.3には「借入期間終了後、法令及び予算の許す範囲で最長で平成33年12月末まで借入期間の延長を行う場合がある」との記載があります。 延長保守費だけでなく、借入期間終了(平成32年3月31日)後にEOL(サポート終了)となり、EOS(販売終了)でもある製品等については、そのリプレイス費用も別途延長保守契約の中にも含めるとい認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	借入期間を延長する場合の費用は、別途協議するものと認識しています。	
4	26	10	3.3	1	「開発環境で使用する製品と異なる場合は、本仕様書に示すすべての要件を満たすことの分析に加え、提案した製品が情報提供等記録開示システムで使用されることを踏まえた影響の分析を念に実施した上で応札時に提案し、受託業務開始後に速やかに内閣官房の承認を得ること。」との記載がありますが、開発環境で使用する製品と同一の製品を提案する場合は、要件を満たすことについて分析する必要が無いという認識でよろしいでしょうか。	開発環境で使用している製品は開発業者にて動作の確認が行われていることを明確にするため、ご教示願います。	ご認識のとおり、事前に分析いただく必要はありません。ただし、現在開発環境で使用している製品については、開発業者にて現在テスト等を実施している段階ですので、現時点で開発業者にて動作を保証するものではありません。	
5	35	24	5.2.(4)ア	1	サービス停止時に係る免責事項に、「障害等の原因が本調達の機器等ではない場合又は原因が特定できないなど、本調達の機器等が障害の要因であることが明らかではない場合。」とありますが、本調達の機器等が障害の要因であることが明らかではないことの判定は、協議の上で決定されるということでしょうか。	サービス停止時に係る免責事項の確認のため。	ご認識のとおりです。	
6	39		6.2	1	6.2全体に記載されている要件は、開示システム全体（設計開発事業者、民間サービス提供事業者を含む）として実現すべき要件であり、この要件全てを機器調達事業者の範囲内で実現できるものではないという認識で問題ございませんでしょうか。	調達範囲明確化のため。	ご認識のとおりです。	
7	39	23	6.2	1	「セキュリティ対策の詳細仕様」の開示方法をご教示願います。	閲覧手段が不明なため。	「本システムは～見直しを行うこと。」は誤記ですので、記載を削除するよう修正します。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答	仕様書修正
8	40	1	6.2.1(2)イ	1	「ファイアウォール、IPS/IDS、WAF等の対策により、既知のマルウェアの侵入を防止すること。」と記載がありますが、別紙8-1ではFW、IPS/IDS、WAFの調達範囲は民間サービスとなっております。 民間サービスの調達範囲であり、本調達の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	調達範囲の明確化のためです。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。ファイアウォール、IPS/IDS、WAFは本調達の範囲外です。	
9	40	31	6.2.1(3)オ	1	「製品ベンダーから脆弱性が公表されてから原則として2稼働日以内に内閣官房へ分析結果を報告すること」とありますが、2稼働日以内とは公表日を含みます、公表日の翌々稼働日との認識でよろしいでしょうか。	責任分担を明確にするため。	ご認識のとおりです。公表日の翌日を起算日として2開庁日以内とするよう修正します。	○
10	41	2	6.2.1(4)	1	本項の「システムに用いる暗号鍵は暗号化処理等により保護できること」及び「暗号鍵の使用にあたり、生成、利用、廃棄等のライフサイクル管理と、鍵の使用におけるアクセス制御を行うことが可能であること」という要件については、「別紙11ソフトウェア要件」の「S-47.鍵管理ソフトウェア」に「情報提供ネットワークシステム等と連携を行うために使用する鍵の管理、暗号化、復号化処理を実現するためのソフトウェア」とあることから、鍵管理ソフトウェアに対する要件であると理解して問題ないでしょうか。	要件を明確にするため、ご教示願います。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。鍵管理ソフトウェアの要件は、ソフトウェア要件定義を参照ください。	
11	41	25	6.2.1(7)	1	サービス不能化攻撃に係るセキュリティ対策 別紙8-1ではFW、IPS/IDS、WAFの調達範囲は民間サービスとなっております。 民間サービスの調達範囲であり、本調達の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	調達範囲の明確化のためです。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。ファイアウォール、IPS/IDS、WAFは本調達の範囲外です。	
12	43	14	6.2.3(2)イ	1	OS/ミドルウェア、ハードウェアの脆弱性の検査については、製品ベンダーが検査すべき整理であり、「5.4上位互換性要件」の要件に従い、脆弱性検査としては対象外という理解でよろしいでしょうか。	調達範囲の明確化のためです。	「6情報セキュリティ要件」は情報提供等記録開示システム全体の開発業者がセキュリティ設計を行う際の要件であり、参考情報となります。脆弱性検査については、本調達の範囲外です。	
13	44	-	7.1.1表11、表12	1	ラック数の記載がありますが、記載の本数に収まらない場合、増設は可能でしょうか。 増設が可能な場合、増設分は全て専用ラックとして受託者で用意するという理解でよろしいでしょうか。	ラック増設の可否及び、その際の責任分担を明確にするため。	同時期に実施している報提供等記録開示システムのデータセンターの仕様に影響するため、初期導入時においてはラック数の増設は行えません。	
14	45	3	7.1.2	1	本番用およびバックアップ用センターで作業員が構築、試験作業を行うために必要な環境をご提供いただくことは可能でしょうか。（センターでの居室、機器への接続ネットワーク、作業拠点とのネットワーク、電源、什器等）	作業実施場所を明確にするため。また作業に関わる経費の対象範囲を明確にするため。	情報提供等記録開示システムのデータセンターは、本調達と同時期に実施しており、試験作業を行う環境を提供できるかはデータセンター受託者との調整が必要となります。	
15	46	26	7.1.2(4)キ	1	「借入期間中に使用する消耗品については、受託者が準備すること」とありますが、必要な消耗品にはLTOテープ、光学メディア（DVD-R、Blu-ray）が含まれると想定しています。それぞれ必要な数量をご提示願います。	要件を明確にするため、ご教示願います。	受託者が準備する消耗品は借入れ後1年以内のものとするよう修正します。ハードウェア要件定義で示される初期導入の数量を参考に適宜数量を見込んでください。	○
16	46	26	7.1.2(4)キ	1	借入期間中の消耗品について、期間が長期にわたると数量を見積もることが困難になります。受託者においてすべて準備する必要がありますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	受託者が準備する消耗品は借入れ後1年以内のものとするよう修正します。ハードウェア要件定義で示される初期導入の数量を参考に適宜数量を見込んでください。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答	仕様書修正
17	46	33	7.1.2 (4)コ	1	「本番用センターとバックアップ用センター間及びコアシステムと各センター間の回線(WAN)は、別途調達とする。なお、別途調達の通信回線との接続は、接続先機器、接続時期について今後調整を行うこととしていることから、受託者は、他システムとの連携スケジュールを確認の上、その都度、必要な作業を行うこと。」とありますが、本調達の範囲は、本調達の導入機器へのケーブル接続と疎通確認と考えてよろしいでしょうか。導入していない機器への作業、操作が無いことについて確認させていただきたいと考えます。	調達範囲が不明確なため。	ご認識のとおり、本調達の範囲は、本調達の導入機器へのケーブル接続と疎通確認であり、導入していない機器へのケーブル接続作業等は本調達の範囲外です。 なお、システム基盤テストでは、民間サービスの提供者が導入したソフトウェアと連動したテストを実施するため、必要に応じて民間サービスの提供者と調整の上、調達の受託者が民間サービスの提供者が導入したソフトウェアに対する設定等の操作を実施する可能性があります。	
18	48	37	7.2	1	保守作業に関連する手順書については、本仕様書内における記載はありませんが、受託者が必要に応じ作成する認識でよろしいでしょうか。	保守作業を実施するにあたっては計画の策定だけでなく、手順の確立が事前に必要であると考えたため、ご教示願います。	ご認識のとおりです。ご指摘を踏まえ、7.2.1(4)に「保守計画に基づき受託者が実施する保守作業について、手順書を作成すること。」を追加するよう修正します。	○
19	49	22	7.2.3 (1)(2)	1	「(1) 受託者は障害発生時に迅速な対応を可能とするため、本調達における納入機器等に障害が発生した際に一元的に受付を行う障害対応窓口を設置し、障害の受付後速やかに内閣官房に報告すること。また、原則として連絡から2時間以内に各設置場所に状況確認、修理、部品の手配等のための要員の派遣を可能とすること。 (2) 受託者は、予備機を有する端末の障害を除き、平日9時から18時までの間に生じた障害等発生については、速やかに保守要員の派遣が行える体制とすること。また、サービス停止を伴う重大障害の発生などの緊急の際には、上記時間に関わらず個別対応を行うこと。」とありますが、(2)の平日9-18時以外に発生した障害に対し、2時間以内に派遣、報告を行う必要があるのであれば、(2)の条件も24時間365日対応と考えますがいかがでしょうか。 「障害の受付後速やか」の定義についてご教示願います。	調達範囲が不明確なため。	(1)「原則として連絡から2時間以内に各設置場所に状況確認、修理、部品の手配等のための要員の派遣を可能とすること。」は、(2)の障害発生等に関係するものであるため、誤解がないよう修正いたします。	○
20	51	6	7.2.7(1)	1	借入期間の満了前に移行作業が完了する想定でよろしいでしょうか。	スケジュールを明確にするため。	ご認識のとおりです。	
21	51	15	7.2.7(2)	1	借入期間の満了直後に撤去作業を開始する想定でよろしいでしょうか。	スケジュールを明確にするため。	ご認識のとおりです。	
22	52	-	7.3.3 (3)	1	「工程管理支援受託者からの技術的な問合せに対応すること。また、これらの対応に必要な・・・体制の整備等必要な措置を行うこと。」とありますが、対応時間は、平日9時～17時の認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	対応時間を限定しておりませんが、社会通念上一般的な業務時間帯で対応ください。	
23	52	32	7.3.3(3)	1	「また、工程管理支援受託者を經由して、地方公共団体等から寄せられる同様の問い合わせについても～」との記載がありますが、本受託者が地方公共団体等から直接質問を受ける部分はないと認識しておりますが、間違いございませんでしょうか。	作業範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。ご指摘を踏まえ該当部分を削除するよう修正します。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	質 問 等	理 由	回 答	仕様書 修正
24	52	39	7.3.3(4)	1	「受託者が導入した機器等と民間サービス（SaaS型）及び民間サービス（IaaS型）との接続確認のテストを実施する際、民間サービスの提供者とスケジュールやテスト方法等について主体的に調整を実施すること。」とありますが、P68全体導入スケジュールによると、民間サービスの提供者決定が4月となっております。本調達のテスト実施時期（構築期間後半）において調整実施可能期間が少ないと考えておりますが、ここでいう「調整」とは、本調達業者が本調達で導入、構築する機器が対向機器との疎通が行えることの確認まで行う、という理解でよろしいでしょうか。	調達範囲の確認	ご認識の作業に加え、受託者が導入するミドルウェアについては、民間サービスの提供者が導入するミドルウェアと連動して機能するものがありますので、当該機能のテストも含まれます。	
25	53	8	7.3.3(6)	1	「情報提供等記録開示システムの運用・保守を所管する省庁及び関連事業者が定義した運用設計書等の本番運用における業務の進め方を定義した文書」の開示方法をご教示願います。	閲覧手段が不明なため。	公告期間中の閲覧資料とします。	
26	別紙1	-	-	1	問合せ対応拠点に設置する機器は、別紙5では記載されておられません。問合せ対応拠点への機器導入は不要という理解でよろしいでしょうか。	構成を明確にするため。	ご認識のとおりです。	
27	別紙2	-	-	1	データセンタの片方(例:本番センター)に本番、バックアップの両設備を一時的に設置し、初期構築を本番センターで実施、その後バックアップセンターに必要な設備を移設するという構築手法を採用するとした場合、本番センターに設備を一時的に設置するスペースを確保していただくことは可能でしょうか。	本番設備の移設を不要とし、効率的な構築を行うため。	情報提供等記録開示システムのデータセンターは、本調達と同時期に実施しており、本番センターに設備を一時的に設置するスペースを確保できるかはデータセンター受託者との調整が必要となります。	
28	別紙2	-	データセンター	1	以下のネットワークは、機器設置場所の提供者が準備する想定です。環境構築が開始される平成28年3月に利用可能となる認識でよろしいでしょうか。 (1)各センタでのマシン室と作業居室(オペレーションルーム、運用拠点を想定)のネットワーク (2)本番用センターとバックアップ用センター間のネットワーク	スケジュールを明確にするため。	平成28年5月1日から提供されるように整備を進めます。	
29	別紙3	-	-	1	項番31、32 システム基盤テスト準備、実施項において、本調達の受託者が「実施」、民間サービスの提供者が「支援」となっております。一方、民間サービスの提供者が「実施」、本調達の受託者が「支援」の項目は見当たりません。民間サービス提供者のシステム基盤テスト準備、実施、もしくは、他項目において、本調達受託者が支援を必要とする項目は無いという理解でよろしいでしょうか。	調達範囲明確化のため。	民間サービスの提供者が実施するシステム基盤テスト等においては、本調達の受託者が支援を行います。誤解がないよう修正します。	○
30	別紙3	3/5	31、32	1	システム基盤テストの準備、実施の対象は、本番用センター、バックアップ用センターに対して本調達で導入するハード・ソフトであり、民間サービスで調達される範囲はテスト対象外という認識でよろしいでしょうか。	作業対象範囲を明確化するため。	民間サービスと連携するテストは含まれます。	
31	別紙3	4/5	54	1	成果物として「運用・保守実施計画書」と記載がありますが、本文7.2「保守作業」並びに8.2「運用・保守業務開始後の体制」においては、「保守計画書」と記載があります。「運用・保守実施計画書」は誤記という認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。ご指摘を踏まえ修正します。	○
32	別紙5 別紙7			1	別紙5では、UTM①は本番環境に2台、予備1台の計3台となっておりますが、別紙7では、UTM①は本番環境に1台、予備1台の計2台となっております。どちらが正しい情報か、ご教示いただけますでしょうか。	構成を明確にするため。	別紙7の本番環境に1台、予備1台の計2台が正しい情報です。別紙5を修正します。	○

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答	仕様書修正
33	別紙10	①独自構築 本番環境 ②独自構築 改修確認 環境	バックアップ (Linux) サーバー	1	別紙5.機器一覧及び、別紙7.ハードウェア要件では、バックアップ(Linux)サーバは2台となっておりますが、別紙10.ソフトウェア搭載表では、バックアップ(Linux)サーバは4台となっております。 どちらが正しい情報か、ご教示いただけますでしょうか。	構成を確定するため。	別紙5及び別紙7の2台が正しい情報です。別紙10を修正します。	○
34	別紙10	—	—	1	独自環境-本番環境(DR環境)の搭載表が見当たりませんが、独自環境-改修確認環境と同じという認識でよろしいでしょうか。	構成を確定するため。	ご認識のとおりです。ご指摘を踏まえ修正します。	○
35	別紙11 25	25	S-38	1	「不正起動防止プログラム(マネージャー機能)と連携が可能であること。」と記載がありますが、不正起動防止プログラム(マネージャー機能)は本調達の対象ではない認識です。不正起動防止プログラム(マネージャー機能)は民間側のシステムで提供予定という理解で正しいでしょうか。 また、調達予定の不正起動防止プログラム(マネージャー機能)の製品名、バージョンについてご教示願います。	構成を明確にするため。	開発環境の一覧に民間サービスのソフトウェアも参考として追加するよう修正します。また、ソフトウェアのバージョンを追加するよう修正します。	○